

第7回日南市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時・・・令和3年12月23日（木）
13時30分から14時56分
- 2 場 所・・・まなびピア
- 3 出席委員・・・農業委員 18名
農地利用最適化推進委員 12名
- 4 欠席委員・・・2名（池田陽子委員、加藤一男委員）
- 5 議事
議案第1号 農地法第3条の許可申請について
議案第2号 農地法第5条の許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画について
議案第4号 非農地証明願について
- 6 農業委員会事務局 局長・次長・水元・日高・碓井

7 会議の内容

時 間	発言者	発言内容
13:30	議 長	皆さん、こんにちは。 時間となりましたので、ただ今から、第7回日南市農業委員会総会を開会いたします。11番の池田陽子委員、南郷地区農地利用最適化推進委員の加藤一男委員より欠席届が提出されております。ただ今の出席農業委員は18名、農地利用最適化推進委員は12名、定足数に達しております。本日の議事録署名委員に12番歌津芳秋委員、13番井上英明委員の両名を指名します。 次に、本日の日程について事務局より説明させます。
	局 長	こんにちは。それでは、本日の総会日程について説明いたします。本日の総会は、お手元に配付しております総会日程により進めさせていただきます。 本日は、議案上程、提案理由説明のあと、地区別審査を行い、その後、全体審査を受け、採決ののち、閉会したいと思います。

議 長	お諮りいたします。ただ今、事務局長が説明しました日程で進めることに異議はありませんか。
全委員	異議なし。
議 長	異議がないようですから、原案どおりの日程で進めることにいたします。それでは、早速議案の審議に入ります。議案第1号から議案第4号について一括上程し、議題といたします。ここで、提案理由を事務局より説明させます。
局 長	それでは、ただ今、議題とされました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。 議案第1号、農地法第3条の許可申請について、農業委員会に対し申請がありました4件について当農業委員会として許可すべきか、否かを審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、所有権移転が4件で受付番号1番から4番は経営規模拡大のためとなっております。 次に議案第2号、農地法第5条の許可申請について、県知事への申請がありました7件について意見書を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、所有権移転が6件で、受付番号1番、2番は植林のため、受付番号3番は宅地分譲用地のため、受付番号4番は駐車場用地のため、受付番号5番は動物診療所用地のため、受付番号6番は製造及販売兼来客駐車場用地のためとなっております。賃貸借権設定が1件で、受付番号7番は仮設現場事務所兼資材置場のための一時転用となっております。 次に、議案第3号、農用地利用集積計画についてですが、市が利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定が必要でありますので、4件について、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、新規の利用権設定が1件、所有権移転が1件、中間管理権設定が2件となっております。 次に議案第4号非農地証明願について、証明書交付手続き要領に基づき証明願のありました1件について、当農業委員会として申請書どおり証明してよいか、審議していただきますよう提案いたします。受付番号1番は、耕作放棄地のうち、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、その土地の周

14:10	局 長	圃の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるため、非農地として証明するものであります。 以上、説明いたしました但、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
	議 長	説明が終わりましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	質疑がないようですから、これから地区別審査をお願いいたします。地区別審査会場を事務局より説明させます。
	局 長	地区別審査会場の説明を申し上げます。飢肥・酒谷地区は会議室 1、吾田・油津地区、東郷・鵜戸地区は本会場、細田・大窪地区は会議室 2、北郷地区は会議室 3、南郷地区は会議室 4 でお願ひいたします。
	議 長	ただ今、案内のありました会場にて地区別審査を開始します。地区別審査会は 14 時 10 分をめぐに終了させ、本会場にお集まりください。
		地 区 別 審 査 （各会場にて）
14:10	議 長	地区別審査が終わりましたので、議事を再開いたします。 それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条の許可申請について 4 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願ひます。
	平 方	はい、東郷・鵜戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付番号 1 番について説明します。申請地は東郷地区東弁分で、東郷小中学校の西側に隣接する農地です。100m 西側には東九州自動車道があります。申請地は現在まで東郷地区飼料生産組合が委託管理されていきました。12 月 17 日に譲受人及び譲受人の娘さん立会いのもと現地確認しました。譲渡人は、現在県外在住のため電話にて確認しました。譲受人は申請地の周辺でも水稻を栽培されている専業農家で経営規模拡大です。譲渡人は、県外在住で高齢のため経営規模縮小です。問題ないと思います。ご審議願ひします。以上です。

14 : 14	議 長	続きまして、受付番号 2 番について、担当委員より報告願います。
	福 井	はい、細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の福井です。受付番号 2 番について説明します。12 月 17 日、譲渡人に電話確認しました。高齢で管理ができないため譲受人に頼まれたそうです。12 月 18 日、譲受人立会いのもと現地確認しました。申請地は細田地区下方で、県道日南南郷線沿い隈谷トンネルを過ぎてすぐ右手の旧道横になります。周りは譲受人の土地ですので問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 3 番、4 番について、担当委員より報告願います。
	田 中	はい、7 番田中です。受付番号 3 番、4 番について譲受人が同じですので同時に説明します。12 月 17 日、譲渡人は譲受人に電話で確認し現地確認しました。申請地は潟上小学校の向い側に位置し、波平瀬住宅の一面の 7 筆の畑です。譲受人が以前から牧草地として借り受けていましたが、譲渡人が高齢のため売買となったそうです。これまでどおり譲受人が管理していかれるとのこと。特に問題はないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 1 号について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 1 号は原案どおり許可することに決定しました。
	議 長	次に、議案第 2 号、農地法第 5 条の許可申請について 7 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
	金 丸	はい、6 番金丸です。受付番号 1 番について説明します。12 月 16 日、譲受人立会いのもと現地確認しました。申請地は、酒谷 4 区向田地区です。申請地は、譲渡人の父親が居住していた家の裏山にあた

	金 丸	り、譲受人がここをまとめて購入した際、一部が無断転用と判明し今回の申請となったようです。周囲に影響を与える農地は無く、始末書も添付されております。特に問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 2 番について、担当委員より報告願います。
	向 高	はい、飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の向高です。受付番号 2 番について説明します。この案件は 11 月の案件の周辺地になります。3,000 m ² を超える案件ですので、県の調査があります。申請地は酒谷地区白木俣です。国道 222 号沿いの白木俣神社から約 200m の所から右の山道へ入り約 4.5 km の頂上付近です。譲受人には 12 月 18 日に連絡し、12 月 19 日現地確認しました。譲渡人には電話で聞き取りしました。食糧難の時代に芋や野菜を植えていましたが、食糧難が治まった後、鳥獣被害もあり周りも杉を植え始めたため、申請もせず山林として利用していたようです。名義変更を行う際、無断転用が判り申請となったとのこと。譲受人は、雨水等は自然浸透処理、枝打ち、除草等を定期的に行い維持管理していくとのこと。周囲は山林化しており影響を与える農地はありません。始末書も添付されており特に問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 3 番について、担当委員より報告願います。
	山 元 (敏)	はい、吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の山元です。受付番号 3 番について説明します。12 月 17 日、現地確認しました。譲受人の代理人が県外在住のため電話で確認を取りました。申請地は星倉四丁目で、国道 222 号線を飢肥方面に向かい星倉四丁目の交差点を右折し 50m 程中に入った住宅に囲まれた農地です。譲受人は不動産業を営んでおり、閑静な場所を探して取得し、バランスの取れた良質な建物を提供することを目的としています。申請地は住宅地として発展しており、生活に便利な場所で希望者が多い地区です。557 m ² の土地を 3 分割し、販売したいということです。申請地左側には農地はありますが、敷地よりワンブロック高く擁壁を設けて土砂雨水が農地に流出しないようにし、生活排水は浄化槽を設けて新設の側溝に

山 元 (敏)	流します。特に問題はないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 4 番について、担当委員より報告願います。
平 方	はい、東郷・鵜戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付番号 4 番について説明します。12 月 17 日、譲受人立会いのもと、現地確認しました。譲渡人は宮崎市在住のため電話にて確認しました。申請地は東郷地区益安で、益安地区構造改善センターから山手に 30m 入った所です。譲受人は申請地の近隣地に住んでいますが、車の駐車スペースが狭いため本申請地を取得し自家用車の駐車場として許可申請しました。道路と住宅に隣接していますが、砂利を敷設し、雨水については自然浸透により処理し、石垣で土砂の流出を防ぎます。この土地は土地改良区の区域外となっています。特に問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 5 番について、担当委員より報告願います。
川 添	はい、東郷・鵜戸地区農地利用最適化推進委員の川添です。受付番号 5 番について説明します。12 月 17 日、譲渡人、譲受人の了解をもらい現地確認しました。申請地は鵜戸地区富士で、国道 220 号線沿いの駐在所前の信号を右折し約 200m の所です。申請地は東側が富土海水浴場に隣接し、西側は里道に隣接しています。南側は個人の所有地ですがブロック塀が敷設してあります。雨水は自然浸透処理し、建屋排水は側溝に流します。また、周辺は宅地化しており農地への影響はありません。ご審議よろしく願います。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 6 番について、担当委員より報告願います。
谷 元	はい、15 番谷元です。受付番号 6 番について説明します。12 月 22 日、現地確認しました。申請地は北郷地区郷之原で、県道猪八重線沿いの譲受人が運営する老人ホームに隣接する農地です。譲受人の取得目的は障がい者支援の一環として加工製造販売の施設の建設及び駐車場設置です。建設に伴う雨水は側溝へ流し、施設の排水は市の下水道へ流します。隣接する農地にはブロック塀等の設置をし

14:24	谷 元	ます。特に問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 7 番について、担当委員より報告願います。
	田 中	はい、7 番田中です。受付番号 7 番について説明します。この案件は農地パトロールで無断転用が判り、今回の申請となったようです。12 月 17 日、貸付人、借受人に電話で確認し、現地調査しました。申請地は南郷地区潟上で、潟上神社から約 200m の左側の橋の塗装工事のための一時転用です。貸付人 3 人のうち一人に電話で確認し間違いのないことでした。雨水は、自然浸透処理し、汚水は仮設トイレが設置されています。今回無断転用が判明しましたので、借受人へ注意勧告しました。始末書も添付されています。問題はないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
	議 長	ただ今の各担当委員の報告について質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 2 号について、許可妥当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 2 号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。
	議 長	次に、議案第 3 号農用地利用集積計画について 4 件の審議をお願いします。まず、利用権設定の審議をお願いします。受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
	田 中	はい、7 番田中です。受付番号 1 番について説明します。12 月 18 日、譲渡人、譲受人に電話連絡し現地確認しました。申請地は、南郷地区南郷スタジアムの登り口すぐの 2 筆と、潟上小学校から 8 km 程の潟上上地区の申請者居宅の近隣にある 6 筆です。借受者は芋の栽培農家で南郷と串間で栽培しています。貸付者、借受者は親子関係で、何も問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。

14:26	議 長	ただ今、担当委員から利用権設定について報告がありました。質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第3号、農用地利用集積計画、利用権設定について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第3号、農用地利用集積計画、利用権設定は同意することに決定しました。
	議 長	続きまして、所有権移転の審議をお願いします。受付番号2番について担当委員より報告願います。
14:28	歌 津	はい、12番歌津です。受付番号2番について説明します。12月19日、譲受者立会いのもと現地確認しました。申請地は、東郷地区風田で、国道220号と県道の交差点から県道風田星倉線を約200m行った田辺地区の1筆と野中地区の1筆の合計2筆になります。譲渡者には12月18日に確認しました。数年以上前に離農されていて、現在まで譲受者が作付けしており、今回売買となったということです。特に問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	ただ今、担当委員から所有権移転についての報告がありました。質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第3号、農用地利用集積計画、所有権移転について計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第3号、農用地利用集積計画、所有権移転は同意することに決定しました。
14:28	議 長	続きまして、中間管理権設定の審議をお願いします。それでは、受付番号3番について担当委員より報告願います。
	福 井	はい、細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の福井です。受付番号3番について説明します。12月17日、現地確認しました。現地在

14 : 30	福 井	2筆になっていたため、合筆されて今回の申請となりました。申請地は、細田地区下方で、日南森林組合の東側 200mの所です。中間管理機構を通して契約をするとのこと。特に問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 4 番について担当委員より報告願います。
	杉 本	はい、5 番杉本です。受付番号 4 番について説明します。12 月 19 日、現地確認と聞き取り調査をしました。申請地は、細田地区萩之嶺で、西寺研修センターより酒谷方面へ 200m進み、右手の下り阪を 300 m進んだ水田地帯の一画です。農地中間管理権設定を確認しました。何も問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	ただ今、各担当委員から中間管理権設定についての報告がありましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 3 号、農用地利用集積計画、中間管理権設定について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 3 号、農用地利用集積計画、中間管理権設定は同意することに決定しました。
	議 長	次に、議案第 4 号、非農地証明願について、1 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
	川 添	はい、東郷・鵜戸地区農地利利用最適化推進委員の川添です。受付番号 1 番について説明します。12 月 20 日、現地確認しました。申請地は、国道 220 号線、伊比井橋を渡り左折し約 300mの所です。現地は伊比井地区の国土調査後の確認で日本国有鉄道の所有であることが判明しましたが、現在ここに居住する方の住居の一部となっております。申請地に隣接する土地にもこの方の所有地があり家屋も存在しています。独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、旧日本国有鉄道においても当時の資料が残っていないとのことなので、非

	川 添	農地証明は問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	ただ今の、担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第４号、非農地証明願について、証明することに賛成される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第４号は原案どおり承認することに決定しました。
14 : 33	議 長	議事が終わりましたので、その他に移ります。 その他ございませんか。
	議 長	なければ、事務局説明をお願いします。 《報告事項》
14 : 56		終 了

第7回日南市農業委員会総会について、上記のとおり議事録を作成し署名する。

議長

谷口ス光  

署名委員

歌津芳秋 

井上英明 